



食品添加物「無添加・不使用」の表示が厳格化されます。

2022年3月、消費者庁より「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が報告されました。不使用表示について適切でない10類型を挙げています。食品添加物を「無添加」「不使用」と表示できる基準が厳しくなることで、今後、商品パッケージの表示が変わっていく可能性があります。

今回のガイドラインは、以下のようなことを禁止しています。

「無添加」とのみ表示すること



「無添加」のみの表示は、全ての添加物を使用していない場合以外は、表示できません。

使用が認められていない添加物を、「無添加」と表示すること

例えばマヨネーズは、法令により香料の添加は認められていません。使用できないものを「無添加」という表示はできません。



「着色料無添加だから、身体に優しい」と表示すること

食品添加物が使われていないから良い・おいしいなどと根拠がない表示はできません。



水に、「着色料不使用」と表示すること

一般的に食品添加物がない商品に、「添加物不使用」と強調できません。



これらの「添加物無添加・不使用」表示は、表示のない商品より、あたかも優良であると思わせてしまうので禁止されます。



上記の他に、①「人工甘味料」「合成着色料」など食品表示基準に規定されていない用語の使用、②「調味料(アミノ酸)不使用」と表示しながら、アミノ酸を含有する抽出物「タンパク分解物」などを使用した食品などへの表示、③一括表示欄に比べ、過度に大きく、目立つ色での強調などが、禁止されます。